

特定非営利活動法人 自然体験活動推進協議会

自然体験活動指導者の登録に関する細則

(総 則)

第1条 この細則は、自然体験活動指導者に関する規程第16条指導者登録内容変更の手続き、第17条指導者種別変更の手続き、第18条指導者登録削除の手続きに関する事項を定める。

(指導者登録内容変更の手続き)

第2条 登録された指導者の登録内容変更は、次の手順で実施するものとする。

- (1) 自然体験活動指導者登録後、氏名、連絡先など登録内容変更を希望する自然体験活動指導者は、所属する指導者養成団体および協議会へ登録内容変更を申請する。
- (2) 指導者養成団体は、登録内容変更希望のあった指導者の登録内容変更を確認し、変更する。
- (3) 協議会は、登録内容変更希望のあった指導者の登録内容変更を確認の上、自然体験活動指導者名簿の登録内容を変更する。

(指導者種別変更の手続き)

第3条 登録された指導者の指導者種別変更は、次の手順で実施するものとする。

- (1) 自然体験活動指導者登録後、指導者種別の変更を希望するものは、変更したい指導者種別の指導者養成事業に参加する。
- (2) 指導者養成団体は、指導者養成事業を修了し指導者養成団体に認定された指導者のうち、別に定める登録要件に適合している登録希望者を一括して別に定める様式に従い協議会に申請する。
- (3) 協議会は、指導者養成団体から提出された申請書を確認の上、自然体験活動指導者名簿の内容を変更する。

(指導者の所属団体変更の手続き)

第4条 登録された指導者の所属団体変更は、次の手順で実施するものとする。

- (1) 自然体験活動指導者登録後、所属団体の変更を希望するものは、所属している団体および変更して移る団体に届け出る。
- (2) 指定された書式に両団体が必要事項の記載および署名捺印を行う。
- (3) 指導者養成団体は、所属団体変更希望のあった指導者の登録内容を確認し、別に定める様式に従い協議会へ申請する。またその際に合意の書面も提出する。
- (4) 協議会は、指導者養成団体から提出された申請書を確認の上、自然体験活動指導者名簿の登録内容を変更する。

(指導者登録削除の手続き)

第5条 登録された指導者の登録削除は、次の手順で実施するものとする。

- (1) 自然体験活動指導者登録後、登録削除を希望するものは指導者養成団体へ申請する。
- (2) 指導者養成団体は、登録削除希望者を一括して別に定める様式に従い協議会に申請する。
- (3) 協議会は、指導者養成団体から提出された申請書を確認の上、自然体験活動指導者名簿から登録を削除する。

(規程の改正)

第6条 本規程の改正は、指導者委員会の審議を経て行うことができる。

付 則

1 本細則は、認定委員会の承認を経て、平成17年4月1日より施行される。

平成17年2月28日制定

平成21年3月31日一部改定

平成23年7月12日一部改定